

専門工事企業の施工能力の見える化評価制度に関する告示（案）について

令和 2 年 1 月  
国土交通省  
土地・建設産業局

1. 告示の目的

建設業は、地域のインフラ整備等の担い手であると同時に、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、国民生活や経済活動を支える大きな役割を担っている。

人口減少や高齢化が進む中、建設産業は他産業と比較して高齢者が多い産業構造となっており、近い将来において、これらの高齢者の大量離職が見込まれる状況にある。建設業が引き続き重要な役割を果たしていくためには、将来の建設業を支える担い手の確保が急務となっている。

こうした中、平成31年4月から、技能者の保有資格や就業履歴を業界横断・統一のルールで登録・蓄積する仕組みである建設キャリアアップシステムの本運用が開始された。このシステムによって、これまで客観的な把握・可視化が困難であった建設技能者一人ひとりの経験や技能について、業界横断的かつ業界統一のルールで把握するとともに、客観的かつ継続的に蓄積・確認することが可能になることが期待されている。

また、同年4月から、建設キャリアアップシステムに蓄積される情報を活用し建設技能者の技能を評価する、建設技能者の能力評価制度が開始されたところである。

こうした状況を踏まえ、建設キャリアアップシステムや建設技能者の能力評価制度を活用し、施工能力等の高い専門工事企業が適正に評価されるための環境を整備することにより、業界に対する安心感を醸成することで、将来の建設業の担い手の確保・育成を目的とする。

2. 告示の内容

専門工事企業の施工能力の見える化評価を適正に実施するため、見える化評価基準の認定や取消し、見える化評価実施規程の届出、見える化評価実施機関からの報告の徴収等、必要な事項を定める。

3. 今後の予定

公布日：令和2年3月中（予定）

施行期日：令和2年4月1日（予定）